

委託発注表（希望型指名競争入札）

所管課（事業所）名：環境局資源循環部 新浜リサイクルセンター

業種	委託名	委託場所
廃棄物処理	新浜リサイクルセンター使用済蛍光管 運搬処分等業務委託（単価契約）	新浜リサイクルセンターほか
委託概要		委託期間
[使用済蛍光管運搬処分等業務] 本業務は、本施設に保管された使用済蛍光管を運搬し、また、適正な処分等を実施するものである。 対象物：本施設に保管された使用済蛍光管 予定数量：22,000kg		契約締結日から 令和3年3月31日まで
資格要件		
<p>本案件については、次の要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 令和2・3年度千葉市委託入札参加資格者名簿の業種（大分類）「廃棄物処理」に登録がある者。</p> <p>(2) 自社にて使用済蛍光管の適正な運搬及び処分等を実施できること。但し、自社にて運搬が不可能な場合には、事前に運搬業務を行う協力会社の届け出を行うこと。なお、協力会社は複数いても構わない。また、最終処分が必要な場合において、自社にて最終処分が不可能な場合も同様とする。</p> <p>(3) 「廃蛍光管」が処理できる一般廃棄物処分業の許可、あるいは一般廃棄物処理施設設置の許可を有していること。なお、一般廃棄物処理施設設置の許可を有していない場合は法令に定められた一日当たりの処理量の制限を超えないようにすること。</p> <p>(4) 平成27年度から令和元年度の間、当該業務における中間処理業務相当部分と同種かつ同規模以上の契約を履行した実績を有する者。（契約書の写し等受注業務の実績がわかる書類を提出すること）</p> <p>(5) 運搬業務に関して以下のいずれか1つ以上を満たしていること。但し、運搬について協力会社の届け出を行った場合には、その協力会社のそれぞれについて、以下のいずれか1つ以上を満たしていること。</p> <p>ア 一般廃棄物、または産業廃棄物もしくは特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可を有していること（ただし、処理施設が存する自治体が指定する場合には、次項イを満たしているか否かに関わらず、当該自治体の一般廃棄物収集運搬業の許可を有することを必須とする）</p> <p>イ 平成27年度から令和元年度の間、当該業務における運搬業務相当部分と同種かつ同規模以上の契約を履行した実績を有する者。（契約書の写し等受注業務の実績がわかる書類を提出すること）</p> <p>(6) 最終処分が必要な場合には、適正な最終処分が可能な最終処分場の一般廃棄物処理施設設置の許可を有していること。但し、最終処分について協力会社の届け出を行った場合には、その協力会社が、同様の許可を有していること。</p>		

- 1 受付期間 令和2年 7月27日（月）～令和2年 8月 7日（金）
午前9時～午後5時（土曜、日曜及び祝日を除く）
- 2 受付場所 千葉市中央区新浜町4番地
問合せ先 環境局 資源循環部 新浜リサイクルセンター 電話 043-263-9100
- 3 申込用紙 希望型指名競争入札参加申請書（要綱様式第1号）を使用すること。
- 4 その他 「希望型指名競争入札制度のてびき」を事前に確認すること。